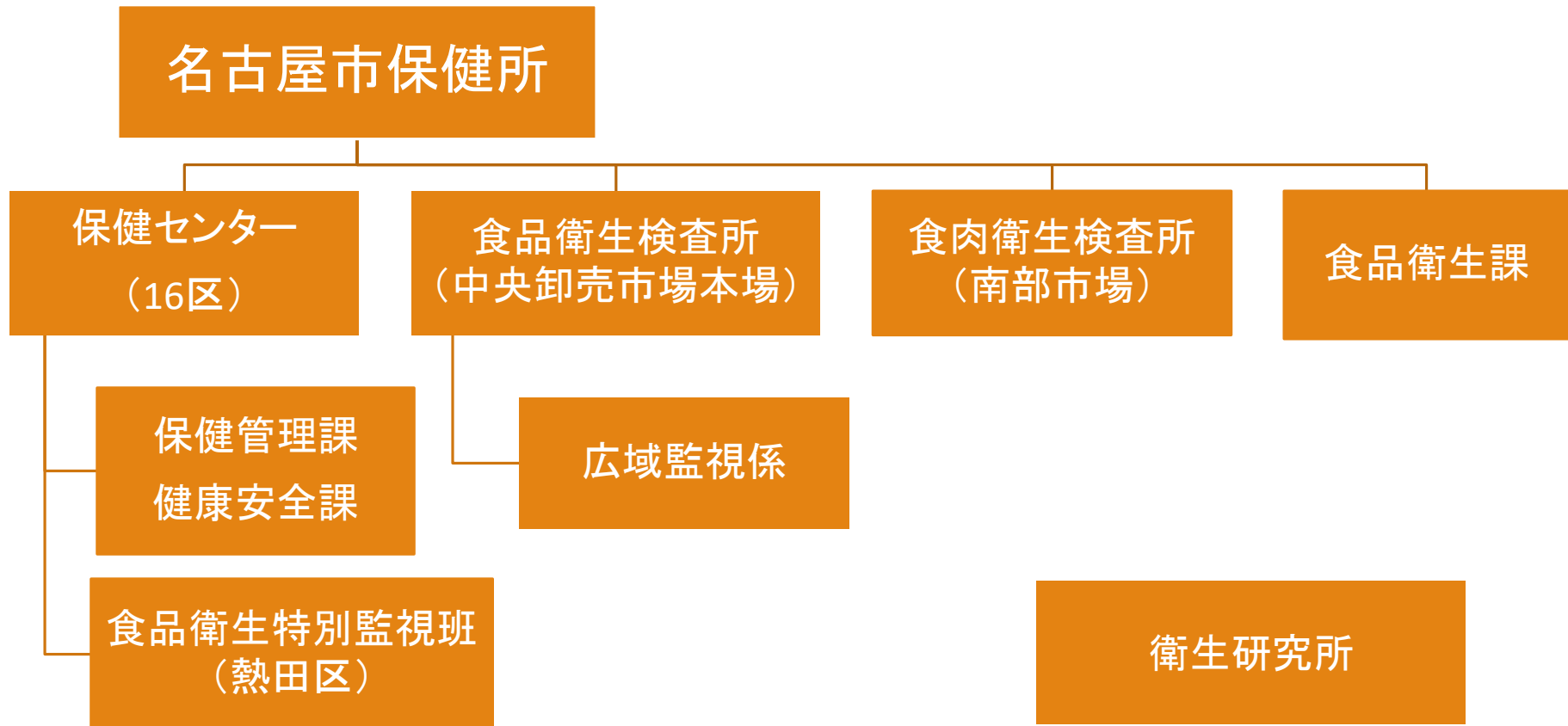


名古屋市における 輸入食品の 安全性確保の取組みについて

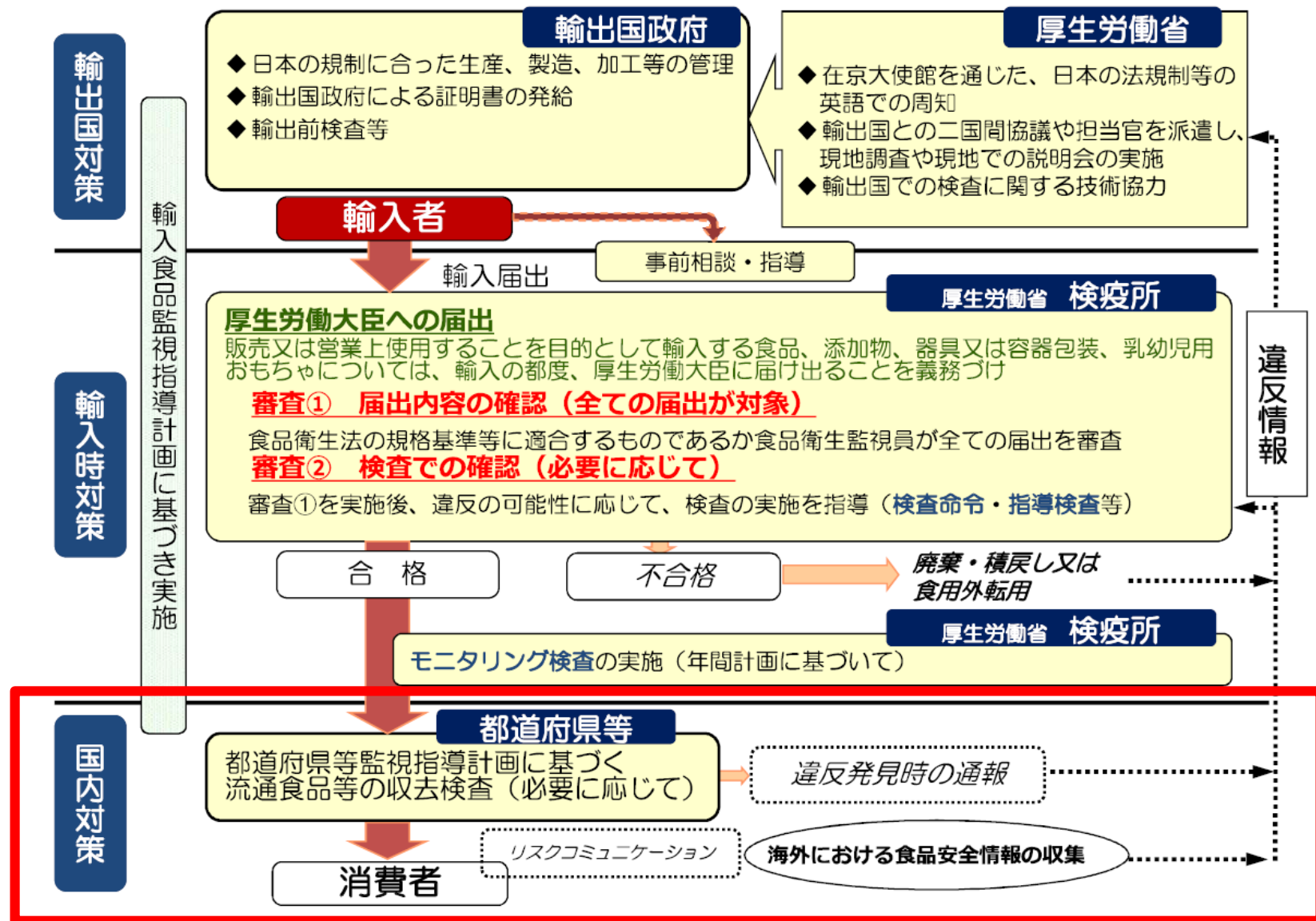
令和5年11月25日(土)
名古屋市保健所健康部食品衛生課

名古屋市の監視実施体制



輸入食品の監視指導は年間を通じて行っており、各部署が連携して安全を確保します。

名古屋市の役割



名古屋市の取組み

1. 流通食品等の収去検査
2. リスクコミュニケーション
3. モニタリング検査で違反となった食品等の対応

収去検査について

名古屋市保健センターでは、市内で流通する食品や、市内で製造・加工された食品を収去検査しています。

- 収去検査とは？
食品衛生法等に基づき、保健所の食品衛生監視員が製造所や販売店等から、検査のために必要な量の食品を採取し、検査を行うことです。
- 食品ごとに定められている規格基準が守られているかを検査します。



名古屋市の輸入食品の収去検査数(令和4年度)

	検査品目数	違反数
魚介類及びその加工品	41	-
冷凍食品	60	-
肉・卵類及びその加工品	28	-
乳・乳製品等	3	-
農産物及びその加工品	165	1
菓子類	55	-
飲料・水	93	-
その他の食品	55	-
器具及び容器包装、おもちゃ	25	-
合計	525	1

モニタリング検査で違反となった食品等の対応

検疫所



- モニタリング検査にて食品衛生法違反があったことを連絡

厚生労働省



- モニタリング検査にて食品衛生法違反があったことを連絡

名古屋市保健所

- 対象事業者へ立入、当該食品の確認
- 事業者に対し、必要に応じて行政処分等を行う
- 行政処分：回収・廃棄・積み戻し 等

